



# 島根県報

令和4年3月22日(火)

号外第28号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規則】

医学生地域医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則	(医療政策課)	2
青年農業者等早期経営安定資金貸与規則を廃止する規則	(農業経営課)	3

### 【人委規則】

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則		4
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則		4

## 公布された条例等のあらまし

### ◇医学生地域医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則（規則第39号）

#### 1 規則の概要

- (1) 鳥取大学医学部医学科島根県枠入学者の授業料相当額について、島根大学医学部医学科地域枠学校推薦型選抜入学者等と同額とすることとした。
- (2) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整備
- (3) その他規定の整備

#### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

### ◇青年農業者等早期経営安定資金貸与規則を廃止する規則（規則第40号）

#### 1 規則の概要

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則は、廃止することとした。

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

医学生地域医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第39号

医学生地域医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

(医学生地域医療奨学金貸与規則の一部改正)

**第1条** 医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の表前条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者の項中「第3号まで及び第5号」を「第5号まで」に改め、同表前条第4項に掲げる者の項を削る。

第12条第1項第4号ア中「大学の課程を修了」を「国家試験（医師法の規定による医師国家試験をいう。以下この号及び第14条第1項において同じ。）に合格」に改め、「イ」の次に「及びウ」を加え、同号イ中「被貸与者」の次に「（大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得した者に限る。）」を加え、同号ウ中「大学の課程を修了」を「国家試験に合格」に改め、「期間」の次に「（指定医療機関以外従事等期間がある場合であって、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該指定医療機関以外従事等期間と鳥取大学医学部附属病院において医師の業務に従事した期間（臨床研修を受ける期間を除く。）を通算した期間のうち知事が別に定める上限以内の期間を含む。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 第2条第1項第2号に該当する被貸与者（大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得していない者に限る。） 国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日

第14条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する被貸与者（第3条第4号に掲げる者を除く。）にあつては、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間（貸与期間が、1年未満の場合にあつては

3年、1年以上2年未満の場合にあつては当該貸与期間に2年を加えた期間。次号及び第3号において同じ。）  
(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。第4号において同じ。）に従事することができなかった期間（指定医療機関以外従事等期間がある場合であつて、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたとしにおける当該指定医療機関以外従事等期間を含む。）を除く。次号及び第3号において同じ。)

- (2) 第2条第1項第2号に該当する被貸与者（大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得した者に限る。）にあつては、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間

第14条第1項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 第2条第1項第2号に該当する被貸与者（大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得していない者に限る。）にあつては、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間

- (4) 第2条第1項第1号に該当する被貸与者（第3条第4号に掲げる者に限る。）にあつては、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して12年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（指定医療機関以外従事等期間がある場合であつて、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたとしにおける当該指定医療機関以外従事等期間と鳥取大学医学部附属病院において医師の業務に従事した期間（臨床研修を受ける期間を除く。）を通算した期間のうち知事が別に定める上限以内の期間を含む。）を除く。）

第18条第1項中「（第3条第4号に掲げる者を除く。次項において同じ。）」を削る。

(医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則（平成25年島根県規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び附則様式を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。

---

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第40号

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則を廃止する規則

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則（平成19年島根県規則第64号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人 事 委 員 会 規 則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

#### 島根県人事委員会規則第4号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「銃器犯罪捜査従事手当」を「銃器等犯罪捜査従事手当」に改め、同条第1項第3号中「銃器」を「銃器又はクロスボウ」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和4年3月15日から適用する。

---

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

#### 島根県人事委員会規則第5号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条」を「第34条」に改める。

第1条の2（見出しを含む。）中「第2条第5号ア(ウ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

第9条の2（見出しを含む。）中「第28条第2号イ」を「第28条第2号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。